

鹿屋市団体旅行誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市（以下「市」という。）への団体旅行の誘客を促進するため、貸切バスを利用して市内を周遊する旅行商品を企画・販売する旅行者に対し、予算の範囲内において鹿屋市団体旅行誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録業者（以下「旅行者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号、第4号、第5号及び第6号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は支店を有するバス会社の貸切バスを利用し、市内の飲食店の利用又は宿泊施設に宿泊する旅行であること。
- (2) 市外のバス会社の貸切バスを利用し、市内の宿泊施設に宿泊する旅行であること。
- (3) 参加人数15人以上の企画旅行であること（ただし、旅行者等、バス事業者の乗務員及び添乗員を除く。）。
- (4) 市内の観光施設を2か所以上訪問する行程であること。
- (5) 他の地方公共団体等から貸切バスに対する助成金の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。
- (6) 学校行事（修学旅行、社会見学、農家民泊等をいう。）として行う教育旅行でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、宿泊の場合は1泊2日までとする。

参加者数	補助金の額
15～19人	3万円／日

20～29人	4万円／日
30人以上	6万円／日

2 マリンポートかごしまと鹿屋港を結ぶ旅客航路を往復で利用した場合は、前項の額に5万円を加算する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行催行前に鹿屋市団体旅行誘致事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 旅行行程表

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市団体旅行誘致事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(事業内容等の変更)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の計画内容その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、鹿屋市団体旅行誘致事業補助金計画変更承認申請書（別記第3号様式）にその内容が分かる書類を添えて市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鹿屋市団体旅行誘致事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市団体旅行誘致事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容を確認できる書類（領収書、施設利用証明書（別記第6号様式）等）

(2) 参加者名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市団体旅行誘致事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市団体旅行誘致事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

